

# 社会保障・税に関わる番号制度についての基本方針(案)の主要論点

## — 主権者たる国民の視点に立った番号制度の構築 —

### 理念

#### 番号制度

- 複数の機関に存在する個人の情報が**同一人の情報であることの確認を行うための基盤**
- 国や地方公共団体等が国民一人ひとりの情報をよりの確に把握し、国民が国や地方公共団体等のサービスを利用するための必要不可欠な手段



- ①より公平・公正な社会の実現
- ②社会保障がきめ細やか且つ的確に行われる社会の実現
- ③行政に過誤や無駄のない社会の実現
- ④国民にとって利便性の高い社会の実現
- ⑤国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会の実現

### 番号制度に必要な3つの仕組み

#### 付番

新たに国民一人ひとりに唯一無二の民・民・官で利用可能な見える「番号」を最新の住所情報と関連づけて付番する仕組み

#### 番号制度

#### 情報連携

複数の機関において、それぞれの機関ごとに「番号」やそれ以外の番号を付けて管理している同一人の情報を紐付き、紐付けられた情報を活用する仕組み

#### 本人確認

個人や法人が「番号」を利用する際、利用者が「番号」の持ち主であることを証明するための本人確認(公的認証)の仕組み

### 「番号」で何ができるのか

当面、社会保障と税務の分野の次のような場面で利用されるが、それぞれの具体的な利用場面をどう考えるか

- 社会保障分野でできること
- 年金分野でできること
- 医療分野でできること
- 税務分野でできること
- 申請・申告等の負担を軽減できるもの(他の行政機関へ出向く必要がなくなるもの)  
申請・申告等における添付書類の省略
  - 給付等の申請
  - 自己負担割合・自己上限負担額の決定
  - 国税・地方税の申告等
- 国民が自己情報を確認し、行政機関等からのサービスを受けられるようにする

### 個人情報保護の方策

番号制度に係る個人情報保護の具体的な方策について、今年5月を目的に「社会保障・税番号大綱(仮称)」に向けた一定の結論を得るよう検討を進める

- 自己情報へのアクセス記録の確認
- 第三者機関
- 目的外利用・提供の制限を明示
- 罰則
- プライバシーに対する影響評価

### 今後の進め方

- 番号制度創設推進本部の設置(国民の理解を得ながら導入を推進)
  - ・全国47都道府県でシンポジウムを開催(平成23年度～24年度)
  - ・番号制度導入のために周知・広報を行う民間団体を支援、緊密な連携
- 地方公共団体等との連携
- 法制の整備
- ワーキング・グループの設置
  - ・「個人情報保護WG」及び「情報連携基盤技術WG」の設置
- 番号制度の導入に係る費用と便益

### 今後のスケジュール

- 平成23年1月 基本方針
- 3月～4月 「社会保障・税番号要綱」(仮称)の公表
- 6月 「社会保障・税番号大綱」(仮称)の公表
- 秋以降 可能な限り早期に「番号法(仮称)」案、関係法律の改正法案を提出

※第三者機関の設置時期、番号の配布時期、利用開始時期、ICカードを配布する場合の配布時期等についてどうするか

#### 付番

#### ○「番号」

個人:住民基本台帳ネットワークを活用した新たな番号

付番対象をどうするか

どのように活用するか(公開・流通の範囲、利用目的等)

「番号」の名称をどうするか

法人:「番号」に何をを使うか

付番対象をどうするか

どのように活用するか(公開・流通の範囲、利用目的等)

#### ○付番機関等

歳入庁の創設の検討を進めるとともに、まずはどの既存省庁の下に設置すべきか  
情報連携基盤を担う機関の所管は、どの省庁とすべきか

#### ○「番号」を利用できる分野

「番号」を使う分野をどうするか

#### 情報連携

#### ○情報管理

各府省等で保有するデータは番号制度導入後も各府省等のデータベースによる分散管理方式

#### ○情報連携の範囲

・「番号」と紐付けされた情報の最新化を図る仕組みについて検討

・利活用のための情報連携

当面の利活用のための情報連携の範囲をどうするか

・情報連携基盤

情報連携基盤技術ワーキンググループにおける議論を踏まえつつ検討・整理

#### 本人確認

既存の公的個人認証及び住民基本台帳カードを改良、活用することにより本人確認を行う。

※民・官、民・民で求められる適切な認証の在り方については今後検討